

様式第 8 法第49条第 1 項及び第 4 項第 4 号・第 5 号関係(農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可)

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

<p>① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業基盤の強化や生産性向上のため、更なる農地の集約化と早期の農地復旧を推進し、複合経営の確立を目指すとともに、地域を中心とする農業者への農地集積も合わせて進める。 ○ 定年帰農者及びU I ターン者を担い手として積極的に確保するとともに、遊休農地の活用を図りつつ、省力的に栽培可能な作物の導入を進める。 ○ 生産施設の整備や農業機械の導入を進め、地域特性を活かした野菜、花き等の園芸作物の生産拡大、商品価値の向上を図る。 ○ 町内の農林水産物(特産物を含む。)を組み合わせた加工品の開発・流通・販売を推進し、農業の6次産業化を図る。
<p>② 農業関係施策の推進に関する方針(農業生産基盤整備等の実施予定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災した農地(被害面積15ha)については、農地等災害復旧事業(県事業：10ha、H23～H25)により、復旧等を行い、復興組合を中心とする野菜栽培等での利用を図る。 ○ 農業の復興に向けた地域の経営再開プログラムを作成し、集落における農業経営のあり方について検討するとともに、集落の中心となる経営体の育成に努める。 ○ 水稲、しいたけ、畜産を基幹に、ピーマン、ほうれん草、冬キャベツ、いちご、トルコギキョウ、りんどうなどの野菜や花き等を組み合わせた営農モデルの構築を目指す。 ○ 沢山地区においては、産直施設、農家レストラン、沿岸営農拠点センサー(研修施設等)を設置するほか、農産物の加工部門を設け、販売施設と一体的な整備を行うことにより、農業の6次産業化に取り組む。

(注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。

(2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

<p>① 農地の確保の方針(農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅地等への農地転用は、被災前の状況を踏まえて必要最小限とするとともに、復旧した農地は、野菜栽培や施設園芸を行う優良農地として確保する。 ○ 津波により被害を受けた農地及び農業用施設の復旧を図るとともに、地域の合意形成を図った上で、現場整備を実施することにより、優良農地の確保及び拡大を図る。 ○ 大槌町内の農用地区域以外の農地については、調査を実施した上で積極的に農用地区域に編入することにより、優良農地の確保を図る。 ○ 農業機械の導入による農作業の省力化・低コスト化、農地の利用集積、園芸作物、そば等の作付けを進め耕作放棄地の発生防止及び解消に努める。
<p>② 農地の利用の方針(住宅地等の移転跡地の農業利用を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災した農地は、農地として復旧・復興することを基本とする。 ○ 経営再開プログラムに基づく地域ぐるみの農業の推進により、水稲、しいたけ、畜産を基幹に、ピーマン、ほうれん草、冬キャベツ、いちご、トルコギキョウ、りんどうなどの野菜や花き等を組み合わせた営農モデルの構築を目指すほか、園芸作物、飼料作物、そば等の作付けを進め、土地の有効利用

を図る。

- 金沢地区、町方地区、吉里吉里地区、上京地区の沿道については、トラト等の施設園芸作物や原木しいたけの人工ほだ場（ハウス利用の団地化）として利用する。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり。

- (注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし。

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積				事業主体	施行予定年	予定人口（世帯数）の規模等	土地利用区分	移転元との関連
				面積	うち農地面積	うち農振地域面積	うち農用地区域面積					
(4)-A	町方、小枕・仲松地区	集団移転促進事業	住宅地	15.1ha	2.5ha	—	—	大槌町	H24～H27	1,046人 (427戸)	非線引き都市計画区域の用途地域内	移転元 28.4ha 非線引き都市計画区域の用途地域内、2,251人、918戸 移転跡地：産業用地・公園・緑地、漁業関連用地
		(①)		0.2ha	0.2ha							
		(②-1)		0.3ha	0.3ha							
		(②-2)		0.2ha	0.2ha							
		(②-3)		0.4ha	0.4ha							
		(②-4)		0.1ha	0.1ha							
		(②-5)		0.1ha	0.1ha							
		(②-6)		0.6ha	0.5ha							
		(②-7)		0.3ha	0.3ha							
		(②-8)		0.1ha	0.1ha							
		(②-9)		0.1ha	0.1ha							
		(②-10)		0.6ha	0.2ha							
		(③-1～18)		12.1ha	—							
(4)-D	吉里吉里地区	集団移転促進事業	住宅地	4.0ha	2.5ha	—	—	大槌町	H24～H27	201人 (75戸)	非線引き都市計画区域の用途地域内・外	移転元 7.6ha 非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、474人、177戸 移転跡地：産業用地・漁港施設関連用地・緑地
		(a)		0.5ha	0.2ha							
		(b)		0.3ha	0.2ha							
		(c)		1.0ha	0.8ha							
		(d)		1.9ha	1.2ha							
		(e)		0.1ha	0.1ha							
		(f)		0.2ha	—							
(4)-E	浪板地区	集団移転促進事業	住宅地	0.7ha	0.4ha	0.4ha	0.4ha	大槌町	H24～H27	34人 (13戸)	非線引き都市計画区域の用途地域外	移転元 2.8ha 非線引き都市計画区域の用途地域外、123人、46戸 移転跡地：宅地・緑地

(6)-K	沢山地区	都市施設の整備に関する事業	道路	0.8ha	0.3ha	—	—	大槌町	H24～H27	—	非線引き 都市計画 区域の用途 地域内・外	—
(6)-L	沢山地区	都市施設の整備に関する事業	教育施設	9.7ha	0.9ha	—	—	大槌町	H24～H27	—	非線引き 都市計画 区域の用途 地域内・外	—
(14)-A	浪板地区	その他施設の整備に関する事業	住宅地	<u>2.7ha</u> 2.8ha	<u>1.2ha</u> 1.1ha	—	—	大槌町	H24～ <u>H28</u> H27	62人 (21戸)	非線引き 都市計画 区域の用途 地域外	移転元 2.8ha 非線引き都市計画区域の用途地域外、123人、46戸 移転跡地：宅地・緑地
計				<u>33.0ha</u> 33.1ha	<u>7.8ha</u> 7.7ha	0.4ha	0.4ha			1,343人 (536戸)		

(注) 面積表記は小数点第1位までの ha 表記に統一している都合上「面積」、「農地面積」、「農振地域面積」及び「農用地区域面積」欄の計は一致しないことがある。

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名: (4)-A 町方、小枕・伸松地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
住宅団地の污水排水については個別の浄化槽により処理し、雨水排水についても道路側溝に接続するため、周辺農地に影響はない。また、農業用水及び排水路については、機能を損なわないよう団地整備を行うため、周辺農地に影響はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、用途地域の指定手続きを行う。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： (4)-D 吉里吉里地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
住宅団地の汚水排水については個別の浄化槽により処理し、雨水排水についても道路側溝に接続するため、周辺農地に影響はない。また、周辺農地への出入りに影響は及ぼさない。なお、農業用水及び農業排水については、周辺農地において水田利用がなく、周辺農地への影響はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、用途地域の指定手続きを行う。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：(4)-E 浪板地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
住宅団地の污水排水については個別の浄化槽により処理し、雨水排水についても道路側溝に接続するため、周辺農地に影響はない。また、周辺農地への出入りに影響は及ぼさない。なお、農業用水及び農業排水については、周辺農地において水田利用がなく、周辺農地への影響はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続きを行う。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： (6)-K 沢山地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
雨水排水については道路側溝に接続するため、周辺農地に影響はない。また、周辺農地への出入りに影響は及ぼさない。農業用水及び排水路については、機能を損なわないよう道路整備を行うため、周辺農地に影響はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
該当なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：(6)-L 沢山地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
学校用地の污水排水については下水道により処理し、雨水排水についても道路側溝に接続するため、周辺農地に影響はない。また、周辺農地への出入りに影響は及ぼさない。なお、農業用水及び農業排水については、周辺農地において水田利用がなく、周辺農地への影響はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
都市施設の整備に関する事業の進捗状況に合わせ、用途地域の指定手続きを行う。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：(14)-A 浪板地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
雨水排水については道路側溝に接続するため、周辺農地に影響はない。また、周辺農地への出入りに影響は及ぼさない。農業用水及び排水路については、機能を損なわないよう道路整備を行うため、周辺農地に影響はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
該当なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。